

A級戦犯

一 法令上、明確な定義があるわけではないが、世上一般には、極東国際軍事裁判所において、極東国際軍事裁判所条例第五条第二項aに規定する平和に対する罪を含む犯罪を犯したとして、有罪判決を言い渡された者、すなわち、具体的には東条英機等二十五名を指して、A級戦犯と称している。なお、これに対して、横浜、マニラ、シンガポール等の各地で、米、英、中、蘭等の各国の軍事委員会、軍法会議等において、通例の戦争犯罪や人道上の罪に問われ、有罪を言い渡された者を、世上一般には、B・C級戦犯（B級かC級かの区別は一般に行われていない。）と称している。

二 A級戦犯ないしB・C級戦犯という名称については、一般には、極東国際軍事裁判所条例が、同裁判所の管轄に属する犯罪として「a・平和に対する罪」、「b・通例の戦争犯罪」、「c・人道に対する罪」の三者を区別するとともに、同裁判所が、「平和に対する罪を含む犯罪につき、個人として、又は団体員として訴追された極東戦争犯罪人を審理し、処罰する権限を有する」（同条例五条）こととされていたことに由来するといわれている。

三 いわゆるA級戦犯二十五名に対する極東国際軍事裁判所における判決（昭和二三年一一月一二日言渡し）の結果は、別添資料の通りである。なお、同裁判所の裁判をめぐる法的な諸問題に関しては種々の議論があるが、我が国としては、日本国との平和条約第一條によつて、同裁判所の裁判を受諾している。

四 靖国神社には、極東国際軍事裁判所で有罪判決を言い渡されて死刑執行され又は受刑中死亡した東条英機等一二名が、合祀されている。なお、新聞等では、起訴後、判決を受けずに未決拘禁中死亡した二名（松岡洋右及び永野修身）を含めてA級戦犯一四名が合祀された旨報道されたが、この場合のA級戦犯の用語は、前記の説明とは異なり、極東国際軍事裁判所での有罪判決の有無にかかわらず、同裁判所に起訴さ

れた者全員をA級戰犯と称していると解される。

(参考資料一)

○極東國際軍事裁判所条例（抄）

一九四六年一月一九日付連合國軍最高司令官の宣言は、極東國際軍事裁判所を設置した。本裁判所条例は、次のとおりである。

第一章 裁判所の構成

第一条 裁判所の設置

極東における重大戰争犯罪人の公正かつ迅速な審理及び処罰のため、ここに極東國際軍事裁判所を設置する。裁判所の常設地は、東京とする。

第五条 人及び犯罪に関する管轄

本裁判所は、平和に対する罪を含む犯罪につき、個人として、又は団体員として訴追された極東戰爭犯罪人を審理し、処罰する権限を有する。

次に掲げる各行為又はそのいずれかは、本裁判所の管轄に属する犯罪とし、これについては個人的責任が成立する。

- a. 平和に対する罪 すなわち、宣戦を布告し、若しくは布告しない侵略戰争若しくは國際法、條約、協定若しくは誓約に違反する戰争の計画、準備、開始若しくは遂行又はこれらの各行為のいずれかを達成するための共通の計画若しくは共同謀議への参加

b. 通例の戦争犯罪 すなわち、戦争の法規または慣例の違反

人道に対する罪 すなわち、戦前若しくは戦時中すべての一般人民に對して行なわれた殺人、殲滅、奴隸化、追放及びその他の非人道的行為又は犯行地の国内法の違反であると否とを問わず、本裁判所の管轄に屬する犯罪の遂行として、若しくはこれに関連して行なわれた政治的若しくは人種的理由に基づく迫害行為 上記犯罪のいずれかを犯そうとする共通の計画又は共同謀議の立案又は実行に參加した指導者、組織者、教唆者及び共犯者は、何人によつてなされたかを問わず、その計画の遂行上行なわれた一切の行為につき責任を有する。

(注一) 「戦争犯罪裁判関係法令集 第一巻」(法務大臣官房司法法制調査部 一九六三) 四〇、四二頁より引用

(注) 本条例は、一九四六年四月二六日一般命令第二〇号で全面的に改正されているが、ここに抄出している第一条及び第五条に実質的な改正はない。すなわち第五条の「戦時中すべての一般人民に対して」が「戦時に」に改められているにとどまる。

(參考資料二)

○極東国際軍事裁判の判定

松木板広土東
井村垣田肥条原
兵征石太四弘賢英
根郎郎毅二機
・・・・・
第55第1第1第1第1
27、27、27、27、27、
29、29、55、29、29、
31、31、31、31、
32、32、32、32、
54、35、35、33、
55、36、36、35、
54、54、54、
// // // // // について
有罪

二二四

| | | 【終身の禁固刑】 | | | | | | | | | | | | 武藤 章 | |
|---|--|-------------------------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| | | 鈴梅白嶋佐大岡南小木賀星平畠橋荒木津鳥田藤島磯戸屋野沼本木 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 美繁敬次騒俊欣貞治敏太賢国孝興直一五 | | | | | | | | | | | | | |
| 重光葵 | | 東郷茂徳 | 【20年の禁固刑】 | 第1、 | 第1、 |
| | | | | 27、 | 27、 | 27、 | 27、 | 27、 | 27、 | 27、 | 27、 | 27、 | 27、 | 27、 | 27、 |
| | | | | 29、 | 29、 | 29、 | 29、 | 29、 | 29、 | 29、 | 29、 | 29、 | 29、 | 29、 | 29、 |
| | | | | 31、 | 31、 | 31、 | 31、 | 31、 | 31、 | 31、 | 31、 | 31、 | 31、 | 31、 | 31、 |
| | | | | 32、 | 32、 | 32、 | 32、 | 32、 | 32、 | 32、 | 32、 | 32、 | 32、 | 32、 | 32、 |
| | | | | 33、 | 32 | | | | | | | | | | |
| | | | | 55 | | | | | | | | | | | |
| | | | | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " |
| 注 (訴因) 第1 東アジア、太平洋およびインド洋と、その地域内にある諸国との支配 | | | | | | | | | | | | | | | |
| を獲得するために、侵略戦争をおこなう共同謀議をなしたこと。 第27 中国に対し | | | | | | | | | | | | | | | |
| て侵略戦争をおこなったこと。 第29 アメリカに対して侵略戦争をおこなったこと。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第31 イギリス連邦に対して侵略戦争をおこなったこと。 第32 オランダに対し | | | | | | | | | | | | | | | |

注 (訴因) 第1 東アジア、太平洋およびインド洋と、その地域内にある諸国との支配

を獲得するために、侵略戦争をおこなう共同謀議をなしたこと。 第27 中国に対し

て侵略戦争をおこなったこと。 第29 アメリカに対して侵略戦争をおこなったこと。

第31 イギリス連邦に対して侵略戦争をおこなったこと。 第32 オランダに対し

て侵略戦争をおこなったこと。 第33 フランスに対し侵略戦争をおこなったこと。

第35 ハサン湖でソヴェトに侵略戦争をおこなったこと。 第36 モンハンでソヴェトに侵略戦争をおこなったこと。 第37 通常の戦争犯罪の遂行を命令し、授權し、許可したこと。 第38 捕虜と一般抑留者に関する規則の実施をおこなったこと。

〔「世界大百科事典 7」（一九七一年 平凡社刊）五九四頁（寺沢一執筆）より引用〕

（参考資料二）

○戦犯の合祀について

一・靖国神社は、昭和五三年一〇月一七日、いわゆるA級戦犯一一名を合祀したが、その氏名は次のとおりである。

| | | |
|-------|-------|-------|
| 東条 英機 | 元首相 | 死刑執行 |
| 板垣征四郎 | 元陸軍大将 | " |
| 土肥原賢二 | 元陸軍大将 | " |
| 松井 石根 | 元陸軍大将 | " |
| 木村兵太郎 | 元陸軍大将 | " |
| 武藤 章 | 元陸軍中将 | " |
| 広田 弘毅 | 元首相 | " |
| 白鳥 敏夫 | 元駐伊大使 | 受刑中死亡 |
| 東郷 茂徳 | 元外相 | " |
| 小磯 国昭 | 元首相 | " |

平沼騏一郎 元首相

梅津美治郎 元陸軍大將

" "

二、また、極東国際軍事裁判所に起訴され、未決拘禁中死亡した次の二名も同時に合祀された。

松岡 洋右 元外相 未決拘禁中死亡

永野 修身 元海軍元帥

" "

(参考資料四)

○本年八月一五日の内閣総理大臣その他の國務大臣による靖国神社公式参拝について（抄）

〔昭和六一年八月一四日
後藤田内閣官房長官談話〕

一、しかしながら、靖国神社がいわゆるA級戦犯を合祀していること等もあつて、昨年実施した公式参拝は、過去における我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙った近隣諸国の国民の間に、そのような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかとの批判を生み、ひいては、我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とその上に立つた平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれがある。それは、諸国民との友好増進を念願する我が国の国益にも、そしてまた、戦没者の究極の願いにも副う所以ではない。

三、もとより、公式参拝の実施を願う国民や遺族の感情を尊重することは、政治を行う者の当然の責務であるが、他方、我が国が平和国家として、国際社会の平和と繁栄のためにいよいよ重い責務を担うべき立場にあることを考えれば、国際関係を重視し、近隣諸国の国民感情にも適切に配慮しなければならない。

四、政府としては、これら諸般の事情を総合的に考慮し、慎重かつ自主的に検討した結果、明八月一五日に

は、内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝は差し控えることとした。

(質問主意書・答弁書)

(昭六〇・一一・五 対秦豊・參)

○質問主意書

七 政府は、日本による侵略戦争の責任を追及した極東軍事裁判総体について、基本的な面で疑義を有しているのか。

十四 政府は、靖国神社に合祀されているA級戦犯は、故なくして罪に問われたものとしているのか。それとも、明らかに戦争責任を有する者とみなしているのか。

十五 公式参拝によつて、A級戦犯は復権されたのか。

○答弁書

七及び十四について

日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）第十一條により、我が国は、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾している。

十五について

去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、戦没者の追悼を行う目的で実施したものであり、御指摘のような問題とは関係がない。

(平三・一〇・二九 対吉岡吉典・參)

一の二について

第二次世界大戦における日本国民の戦争犯罪に関して行われた裁判としては、(1)東京において行われた極東国際軍事裁判所の裁判、(2)東京において行われたいわゆるGHQ裁判及び(3)連合国各国が開いた法廷において行われた裁判があった。(3)については、米国はマニラ、横浜、上海、グアム等において、英國はシンガポール、クアラルンプール、タイピン、ラングーン、香港、ベナン、ジェッセルトン、メイミヨウ等において、オーストラリアはラバウル、ウエワク、モロタイ、ダーウイン、シンガポール、香港、マヌス等において、オランダはバタヴィア、バリクパパン、マカッサル、モロタイ、ポンチャナック、メナド、アンボン、メダン、クーバン、バンジエルマシン、ホーランディア等において、中国は上海、南京、広州、北京、徐州、漢口、瀋陽、濟南、台北、太原等において、フランスはサイゴンにおいて、フィリピンはマニラにおいて裁判を行つたと承知している。

一の2について

起訴された者の数及びその裁判結果を裁判国等ごとに示すと次の表のとおりであると承知している。

| 裁 判 国 等 | | 起訴された者 の数 | (人) | | |
|-----------|-------|--------------|--------|-------------|---------------|
| 裁 判 国 | 等 | | 死 刑 | 無 期 刑 | (人) |
| 極東国際軍事裁判 | | 二八 | 七 | 一六 | (人) |
| いわゆるGHQ裁判 | | 二 | ○ | 一 | 有 期 刑 |
| 米 国 | 一、四五三 | 一四三 | 一六二 | 二 | 無 罪 |
| 英 国 | 九七八 | 一二三 | 八七一 | ○ | (人) |
| オーストラリア | 九四九 | 三八 | 五四 | 一 | 罪 の そ の 他 (注) |
| | 一五三 | 三八 | 四五五 | 一 | 三 |
| | 一六七 | 二六七 | 一六六 | 一一六 | 〇 |
| | 三六 | 三六 | 八三 | 八九 | 三 |

| | | | | | | |
|-------|-------|------|-----|-------|-------|-----|
| オランダ | 一、〇三八 | 一一三六 | 一八 | 七〇五 | 五五 | 一四 |
| フランス | 一一三〇 | 六三 | 二三 | 一一二 | 三一 | 一 |
| フィリピン | 一六九 | 一七 | 八七 | 二七 | 一一 | 二七 |
| 中 国 | 八八三 | 一四九 | 八三 | 二七二 | 三五〇 | 二九 |
| 計 | 五、七三〇 | 九九一 | 四九一 | 二一九四七 | 一、〇一九 | 二八二 |

(注) 「その他」は、起訴取下げ、公訴棄却、裁判中止、死亡、結果不明等である。

一の3について

戦争犯罪裁判を、A、B、Cの三級に区別することは、公式に行われていたわけではないが、いわゆるA級及びBC級戦争犯罪裁判の区別について承知しているところは、おおむね次のとおりである。

いわゆるA級戦争犯罪人とは、極東国際軍事裁判所において審理された戦争犯罪人を指し、これを裁いた裁判がA級戦争犯罪裁判といわれている。

いわゆるBC級戦争犯罪人とは、日本国内及び国外において連合国が開いた法廷のうち極東国際軍事裁判所以外のもの（以下「連合国戦争犯罪法廷」という。）において審理された戦争犯罪人を指し、これを裁いた裁判がBC級戦争裁判といわれている。

一の4について

日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号。以下「平和条約」という。）発効時に戦争犯罪人として巢鴨刑務所に収容されていた者は、九百二十七名である。そのほかに、資料によれば、ニュービリビッド刑務所（通称モンテンルバ刑務所、フィリピン）に百十一名、マヌス島刑務所（オーストラリア）に一百六名の者が戦争犯罪人として収容されていたと承知している。

一の5について

宣誓仮出所制度とは、昭和二十五年三月七日、連合国最高司令官総司令部により、日本において服役するすべての戦争犯罪人を対象として、拘置所におけるすべての規則を忠実に遵守しつつ、一定の期間以上服役した戦争犯罪人に付与する恩典として設けられた仮出所の制度である。

右制度により、平和条約発効時までに出した者数は、八百九十二名であった。

二の1について

A級戦争犯罪人に対する減刑及び赦免は、平和条約第十一條及び平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年法律第二百三号）を根拠として、中央更生保護審査会の審査に基づく我が国の勧告及び極東国際軍事裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定に基づいて行うものとされた。

A級戦争犯罪人として有罪判決を受けた者の中減刑された者は十名（いずれも終身禁錮の判決を受けた者である。）であり、いずれも昭和三十三年四月七日付けで、同日までにそれぞれ服役した期間を刑期とする刑に減刑された。なお、赦免された者はいない。

二の2について

二の1において述べた十名に対する減刑は、いずれも、我が国の勧告並びに米国、英國、フランス、オランダ、オーストラリア、カナダ、フィリピン、バキスタン及びニュージーランドの政府の決定に基づいて行われた。なお、その減刑の処分決定には理由が付されていないが、我が国の勧告は、本人の善行及び高齢を理由とするものであった。

二の3について

B,C級戦争犯罪人に対する減刑及び赦免も、平和条約第十一條及び平和条約第十一條による刑の執行及

び赦免等に関する法律に基づいて行われた。

一一の4について

平和条約第十一條及び平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律に規定する「赦免」とは、一般に刑の執行からの解放を意味すると解される。赦免が判決の効力に及ぼす影響について定めた法令等は存在しない。

一一の5について

平和条約第十一條に規定する「拘禁されている日本国民」とは、極東国際軍事裁判所又は連合国戦争犯罪法庭において有罪とされ、刑を科せられて平和条約の発効時まで日本国民として拘禁されていた者を意味するものと解され、平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律は、これらの者の刑の執行並びに赦免、刑の輕減及び仮出所について定めたものである。したがって、同法第一條に規定する「刑を科せられた者」は、平和条約第十一條に規定する「拘禁されている日本国民」と同義であり、平和条約発効によつて日本国籍を離脱した者も、これに含まれると解される。

一一の6について

A級戦争犯罪人のすべてについて刑期が満了したのは、昭和三十三年四月七日であり、B級戦争犯罪人のすべてについて刑期が満了したのは、昭和三十三年十一月二十九日である。B級戦争犯罪人のうちお尋ねの朝鮮半島出身者及び台湾出身者についての釈放の時期は、不明である。

一一について

昭和二十七年四月二十八日、平和条約の発効及び公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律（昭和二十七年法律第九十四号）の施行により、選挙権、被選挙権などの公民権が回復された。

四の一について

資料によれば、平和条約発効時に巢鴨刑務所に収容されていた者のうち、朝鮮半島出身者と推定される者は二十九名で、その裁判国は、十八名が英國、十名がオランダ、一名がオーストラリアであり、台灣出身者と推定される者は一名で、その裁判国は英國である。

四の二について

朝鮮半島出身者及び台灣出身者で戦争犯罪裁判において起訴された者の数及びその裁判結果等については、いずれもその実態を正確に把握できない。資料から推定できる受刑者総数は、朝鮮半島出身者について百五十名程度、台灣出身者について一百七十名程度と承知している。

四の三について

朝鮮半島出身者及び台灣出身者の刑の執行の状況は、平和条約発効前については、不明である。

平和条約発効後については、我が国が、平和条約第十一條及び平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律に基づき、連合国最高司令官又は関係国から身柄の引渡しを受けた者に対しても巢鴨刑務所で殘刑を執行した。

四の4について

朝鮮半島出身者及び台灣出身者について、我が国は、累次にわたり赦免の勧告をしている。減刑の勧告をした事例は資料上見当たらない。

朝鮮半島出身者及び台灣出身者について、赦免又は減刑を受けた者の数その他赦免又は減刑に関する実情は、不明である。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭六一・二・三
中曾根内閣総理大臣 答弁〕

○田邊（誠）委員 中曾根さん、あなたが靖国神社に公式参拝されたときに、この靖国にはA級戦犯が合祀されていることを知つておりましたか。そのことを念頭に置いてあなたは参拝されましたか。

○中曾根内閣総理大臣 それは念頭にはなかったのです。

○田邊（誠）委員 なぜなかつたのですか。知らなかつたのじゃないですね。どうなんでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 八月十五日に、靖国懇の我々に対する意見もあり、かつまた全国民の大多数が総理大臣が参拝することを望んでおり、また靖国神社というものはそういう追悼施設、中心的施設である、そういうことも考えまして、全國民の大多数の要望にこたえて参拝をした、そういうことで、それは追悼と平和に対する我々の誓いを新たにした、そういう意味でお参りしたのであります。

〔衆・法務委 昭六一・一〇・二二一
渡辺内閣官房副長官 答弁〕

○安倍（基）委員 もう時間もございませんから、最後にもう一遍念を押したいのですけれども、そうするところ、いろいろ諸般の事情を勘案した場合に、政府は靖国神社に対してA級戦犯の合祀を外してもらいたいといふ要請はするつもりがあるのでですか、ないのですか。

○渡辺（秀）政府委員 先ほどから申し上げておりますようにいわゆる政教分離でありますから、政府の方からある特定の神社仏閣にいかような形でも憲法に抵触するような中で差し出がましいことを申し上げるつもりはないということをございます。

[衆・法務委 昭六一・一〇・一一]

大西厚生省援護局庶務課長 答弁

○大西説明員　・・・御案内のように、厚生省は遺族援護という立場から靖国神社からの調査依頼に応じまして、一般的な調査資料提供の一環ということで遺族年金、弔慰金等の裁定状況等について調査、回答いたしてきたところでございまして、戦犯の遺族に関する遺族年金、弔慰金等の裁定状況等につきましても同様に調査、回答しておるところでございます。しかしながら、戦犯を含めだれを合祀するかということにつきましてはあくまで靖国神社の判断でございまして、厚生省からの調査、回答を受けて靖国神社がどのような経緯で戦犯を合祀されたかということは必ずしも明らかでございません。

ただ、御参考までに、A級戦犯の合祀に関しましては、昭和五十五年四月十九日付の朝日新聞朝刊及びサンケイ新聞朝刊にこのA級戦犯合祀に至る経緯が報道されておりまして、その中で参考になろうと思われるところを申し上げたいと思います。靖国神社に藤田勝重という権官司がおられます、その方のお話しなられた内容ということで新聞に載つておるところを、これは朝日新聞の方の記事でございますが、ちょっとと読ませていただきますと、

これまでA級戦犯の取り扱いについては国民感情の面から延び延びになっていたが、戦後三十三年も経過していることや、明治以来の伝統から靖国へまつることが適當である、と神社内で判断した。A級戦犯とはいえ、それぞれ国のために尽くした人であるのは間違いない、遺族の心情も思い、いつまでも放置しておくわけにもいかなかった。なお、不満の人もあることから、いちいち遺族の承諾を求めるものではないと判断し、案内も出さなかつた。もちろん、われわれだけの判断ではなく、神社の崇敬者総代の全員の合意も得た。関係者にあらぬ刺激を与えたくなつたが、無理にかくす気持ちもなかつた。あくまで、まつられるべき時期にきたと思つてゐる。

「こうじょうように述べられておるのがコメントとして載つておる」といひまして、サンケイ新聞の方もおむね同趣旨の記事が載つております。

このことから申しましても、この戦犯の、特にA級戦犯の合祀は神社側の判断によってなされたということが明確だらうと思います。

〔衆・予算委 昭六一一一・三〕
〔水田厚生省援護局長 答弁〕

○水田政府委員 ・・・ 援護法は御承知のとおり一十七年に制定されまして、翌一十八年に、いわゆる平和条約十一条に基づきまして裁判にかけられて拘禁中に死「たり刑死した人の遺族については社会保障的にこれを救済すべきではないかということが法案の審議の際に指摘されまして、これに対する国際的な影響等につきましても、外務省から省議で、社会保障的にこれを行うのならば特に国際上問題は生じないという回答もなされ、超党派でいわゆる先生の御指摘のとおりの修正が行われ、私どもは、戦犯の御遺族の方に社会保障的にこの給付をなすことについては、A級であろうとB級であろうとC級であろうとそれは差がないものと考えて、給付をいたしたところでござります。

〔衆・法務委 昭六一一〇・一一一〕
〔味村内閣法制局長官 答弁〕

○味村政府委員 恩給法の規定によりまして、戦犯としての拘禁中に死亡した方々に対しても恩給を支給しているということは恩給法の観点から行つていいことでございます。片一方、靖国神社がA級戦犯を合祀しているということは靖国神社の判断によりまして行つていいことでございまして、この間に特段の関係があ

るというふうには考えておりません。

○味村政府委員 平和条約の十一條によりまして、我が国は極東軍事裁判所の裁判、これを受諾するということになつてゐるわけでござります。それで他方、恩給法上は恩給法の九条によりまして、九条の一項の一號で「死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ」、これは恩給の欠格事由、こういうことになつております。さらに同条の二項によりまして「在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ権利消滅ス」、ただし書きがついておりますが、そういうようなことでいざれもその欠格事由、一定以上の懲役なり禁錮を受けますと欠格事由といふことに相なつております。

ただ、これは我が国の刑事裁判所におきまして裁判を受けた結果こういう刑に処せられたものだというのが確定した解釈になつておりますて、極東軍事裁判所の裁判は、これは我が国の裁判ではございませんから、したがつて、恩給法上の欠格事由にはもともと該当しないということでござります。該当しないことが先ほど申し上げました平和条約の十一條に違反するのかと申しますと、それはそういうことはない、このように考えております。